



部門別計画

- 第1 共に支え合い健やかに暮らすまち
- 第2 明日を拓く力みなぎる産業のまち
- 第3 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち
- 第4 自然と環境にやさしいまち
- 第5 安全・安心で快適に暮らすまち

部門別計画の位置付け

部門別計画は、「共に支え合い健やかに暮らすまち」、「明日を拓く力みなぎる産業のまち」、「学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち」、「自然と環境にやさしいまち」、「安全・安心で快適に暮らすまち」の5つの基本目標から40基本施策に整理し、その内容を示しています。具体的には、各施策の現状と課題、目標、主な施策（事業）内容、施策の成果等を示す指標を掲載しています。

部門別計画の見方

【部門別計画】 第1 共に支え合い健やかに暮らすまち

1 健康な暮らしの実現

01 保健予防対策の充実

2 現況と課題

医療の進歩や生活環境の整備により平均寿命は伸びる一方、がんによる死者数の増加(死因1位)やこころの健康問題などの取り組むべき課題は多くあります。がん対策では、「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」の策定により、国の総合的な対策が進められており、本市においても、平成29年(2017年)4月に施行された「苫小牧市がん対策推進条例」に基づき、関係団体と地域が一体となり、がん検診の受診率向上と正しい健康知識の普及啓発を進める必要があります。

その他の生活習慣に起因する重大疾病(脳卒中、心臓病、糖尿病)についても、早期発見や重症化予防に対する一層の取組が健康寿命の延伸のために必要となっています。

さらに、国全体では自殺者数が年々減少してきていますが、本市では依然として自殺死亡率が高く、その対策が求められています。

3 基本目標

健康的な長寿社会の実現や市民の健康づくりのために、身体的な健康だけでなく、こころの健康にも目を向けた総合的な健康づくりを推進し、誰もが健やかで心豊かに暮らせる社会を目指します。

4 関連する個別計画

- ・苫小牧市健康増進計画(平成30～34年度(2018～2022年度))
- ・苫小牧市食育推進計画

5 主要施策

1 健康づくりの推進【健康こども部】

(1) 市民の生命と健康を守るため、「苫小牧市がん対策推進条例」に基づき、がん患者を含む市民の立場に立ったがん対策を推進していきます。また、保健医療関係者、教育関係者及び事業者などとの連携に努め、がんの早期発見、予防対策に取り組みます。

(2) 糖尿病などの生活習慣病有病者及び予備群を減少させるため、生活習慣の改善につながる健康づくり支援の充実を図るとともに、健康づくり拠点である苫小牧市保健センターの活用を推進します。

(3) 自殺対策を中心として、こころの健康づくりに関する包括的な支援体制を整えます。人材育成のための講習会、フォローアップ及び企業研修の実施、若年層にも目を向けた普及啓発活動を実施します。

苫小牧市総合計画
第1次基本計画

6 主な事業

【健康こども部】

・健康診査・がん検診推進事業 ・こころの健康づくり事業 ・保健センター運営事業

7 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
がん検診受診率(胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診の平均)(%)	7.3 (H28)	22.0 (H33) ※1
自殺死人数(人口10万人当たりの自殺者数)(人)	20.14 (H28)	17.12 (H33) ※1
保健センター健康づくり事業の参加者延数(人)	16,353 (H28)	18,000 (H34)
「病気の予防や健康相談、指導が受けられること」への市民満足度 ※2(%)	71.4 (H28)	80.0 (H34)

※1 平成34年度(2022年度)の指標にかかると目標値は、苫小牧市健康増進計画の計画期間終了後に定める目標とします。

※2 市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合

1 基本施策名

目標を実現するために行う基本施策の名称です。

2 現況と課題

本市を取り巻く現況と課題を示しています。また、現況や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

3 基本目標

基本施策を進めることによって実現を目指す状態を記載しています。

4 関連する個別計画

①で示した基本施策を進める上で関連してくる個別計画がある場合に、計画名称を記載しています。

また、⑦で示す評価指標において、個別計画に基づき平成34年度(2022年度)以外の目標時期を定め、目標値を設定している場合には、個別計画の計画期間等を記載しています。

5 主要施策

①で示した基本施策を具体化する個別施策の体系とその概要を記載しています。

また、個別の施策を所管する部署名(※)についても記載しています。

6 主な事業

⑤で示した施策を推進する上で必要と考えられる主な事業の名称と所管する部署名(※)について記載しています。財政支出を伴う事業の実施等については、市民の要望や緊急度、財政状況等を考慮しながら、実施計画の中で明らかにします。

7 評価指標

計画期間内における施策の成果を分かりやすく示すため、

- ・ 施策を実施した成果について、市民の実感を問う指標
- ・ 施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できる指標
- ・ 施策の中で重要かつ象徴的な事業の実績を示す指標

などを設定しています。

なお、表内の基準時期、目標時期は和暦(H：平成)で表記しています。

※記載する部署名につきましては、基本計画策定時点のものであり、今後、組織機構の見直しに伴い、所管する部署の変更や名称の変更が生じる場合があります。

第 1 共に支え合い健やかに暮らすまち

1 健康な暮らしの実現

基本施策01	保健予防対策の充実	54
基本施策02	医療体制の整備・充実	56

2 地域で支え合う福祉社会の形成

基本施策03	地域福祉の推進	58
基本施策04	高齢者福祉の推進	60
基本施策05	障がい者福祉の推進	62
基本施策06	子育て支援の充実	64
基本施策07	社会保障の維持	66

現況と課題

医療の進歩や生活環境の整備により平均寿命は伸びる一方、がんによる死亡者数の増加(死因1位)やこころの健康問題などの取り組むべき課題は多くあります。がん対策では、「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」の策定により、国の総合的な対策が進められており、本市においても、平成29年(2017年)4月に施行された「苫小牧市がん対策推進条例」に基づき、関係団体と地域が一体となり、がん検

診の受診率向上と正しい健康知識の普及啓発を進める必要があります。

その他の生活習慣に起因する重大疾病(脳卒中、心臓病、糖尿病)についても、早期発見や重症化予防に対する一層の取組が健康寿命の延伸のために必要となっています。

さらに、国全体では自殺者数が年々減少してきていますが、本市では依然として自殺死亡率が高く、その対策が求められています。

基本目標

健康的な長寿社会の実現や市民の健康づくりのために、身体的な健康だけでなく、こころの健康にも目を向けた総合的な健康づくりを推進し、誰もが健やかで心豊かに暮らせる社会を目指します。

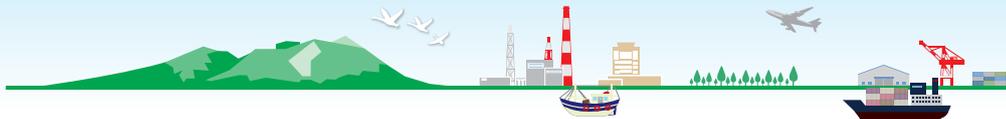
関連する個別計画

- ・ 苫小牧市健康増進計画（平成30～34年度(2018～2022年度)）
- ・ 苫小牧市食育推進計画

主要施策

1 健康づくりの推進【健康こども部】

- (1) 市民の生命と健康を守るため、「苫小牧市がん対策推進条例」に基づき、がん患者を含む市民の立場に立ったがん対策を推進していきます。また、保健医療関係者、教育関係者及び事業者などとの連携に努め、がんの早期発見、予防対策に取り組めます。
- (2) 糖尿病などの生活習慣病有病者及び予備群を減少させるため、生活習慣の改善につながる健康づくり支援の充実を図るとともに、健康づくり拠点である苫小牧市保健センターの活用を推進します。
- (3) 自殺対策を中心として、こころの健康づくりに関する包括的な支援体制を整えます。人材育成のための講習会、フォローアップ及び企業研修の実施、若年層にも目を向けた普及啓発活動を実施します。



主な事業

【健康こども部】

- ・健康診査・がん検診推進事業
- ・こころの健康づくり事業
- ・保健センター運営事業

評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
がん検診受診率(胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診の平均)(%)	7.3 (H28)	22.0 (H33) ※1
自殺死亡数 (人口10万人当たりの自殺者数)(人)	20.14 (H28)	17.12 (H33) ※1
保健センター健康づくり事業の参加者延数(人)	16,353 (H28)	18,000 (H34)
「病気の予防や健康相談、指導が受けられること」への市民満足度 ※2(%)	71.4 (H28)	80.0 (H34)

※1 平成34年度(2022年度)の指標にかかる目標値は、苫小牧市健康増進計画の計画期間終了後に定める目標とします。

※2 市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合

02 医療体制の整備・充実

現況と課題

人口の高齢化が急速に進展し、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれています。高齢期になると複数の疾病にかかりやすく、要介護や認知症の発生率も高まることから、医療と介護の両方の支援が必要となっています。また、在宅医療と介護の連携は、医師、看護師、介護職間での相互理解や情報共有が充分でないなどの課題があることから、在宅医療と介護を一体的に提供する体制が求められています。

救急医療体制については、救急医療の需要が年々増加しており、比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から、重症・重篤救急患者に対する二次救急医療までの体制を維持していくことが求められています。

市立病院については、平成18年(2006年)10月の新病院移転時に購入した医療機器が10年を経過し、更新時期を迎えていることから、計画的に医療機器の整備を進める必要があります。

基本目標

医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護連携の推進に努めます。

市立病院については、圏域内の高度急性期及び急性期医療の提供を維持するとともに、地域

包括ケア病棟などを活用した「地域の回復期・慢性期病床の負担軽減」、「在宅・生活復帰に向けた支援の推進」を行い、「切れ目のない医療」の提供を目指します。また、高度な医療需要に対応した医療機器の更新や整備による機能充実を図ります。

関連する個別計画

- ・北海道医療計画（北海道地域医療構想）
- ・苫小牧市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画
- ・医療機器更新計画

主要施策

1 質の高い医療サービスの提供【市立病院】

- (1) 急性期に対応した高度な医療サービスを提供し、医療スタッフの確保に努めるとともに、他の医療機関との連携を強めて、地域医療の充実を図ります。

2 地域医療の充実【健康こども部】

- (1) 住み慣れた地域で適切な医療が受けられるよう、地域医療構想に基づいた医療体制の推進や医療従事者の確保に努めます。

3 救急医療体制の充実【健康こども部】

- (1) 夜間・休日における、比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療体制を充実させることで、重症・重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を提供できる体制を整えるとともに、関係機関と連携し、適正受診の普及啓発を図ります。

4 保健・医療・介護・福祉との連携強化【福祉部・健康こども部】

- (1) 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

主な事業

【市立病院】

- ・ 医療機械器具整備事業
- ・ 看護師等確保に向けた学資金貸与事業

【健康こども部】

- ・ 苫小牧看護専門学校運営費助成事業
- ・ 夜間・休日・救急医療支援事業

【福祉部】

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業

評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
「いつでも安心して、高度な医療が受けられること」への市民満足度(%)	56.7 (H28)	60.0 (H34)

※市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合

現況と課題

急速な少子高齢化や核家族化の影響等もあり、家族の相互扶助の力が弱くなってきたほか、地域住民の相互のつながりも希薄化しつつあります。

そのため、誰もが住み慣れた地域の中で、共に支え合い、助け合いながら安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指して平成28年度

(2016年度)に改定した「第2期 苫小牧市地域福祉計画」の下、ふくしのまちづくりに向けて更なる取組を進めていく必要があります。

また、福祉関係団体、ボランティア団体、市民が連携し協働しながら、市民生活の地域福祉活動をより一層推進していく必要があります。

基本目標

地域福祉活動を行う市民や福祉団体、ボランティア団体、アイヌ関連団体などを支援するとともに、相互の連携を図り、互いに支え合い、生きがいと思いやりのある地域社会の実現に努めます。

関連する個別計画

- ・ 第2期 苫小牧市地域福祉計画

主要施策

1 地域福祉の担い手づくり【福祉部】

- (1) 子どもたちが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合おうとする意識を啓発するための福祉教育の充実にも努めます。
- (2) 高齢者や障がい者を始め、全ての世代の方のニーズに応じた情報の発信、交流の場の提供にも努めるとともに、福祉・人権教育の推進にも努めます。
- (3) 市民の主体的な地域福祉活動やアイヌ関連団体への支援にも努めます。
- (4) 活動者の自主性を尊重したボランティアの発掘・養成にも努めるとともに、ボランティア団体やNPO法人の活動を支援し、各種ボランティアとの協働作業を推進します。

2 パートナースhip（協働）のネットワークづくり【福祉部】

- (1) 全ての住民が安心して生活を送ることができるよう、地域のさまざまな人との交流を通じて、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。
- (2) 地域でのさまざまな課題に迅速に対処するため、福祉関係団体の連携を図り、各団体の機能を複層的に重ね合わせることで地域活動の充実を図ります。

3 必要なサービスを利用できる仕組みづくり【福祉部】

- (1) 市民が必要な時に福祉、保健、医療、地域生活に関する情報などが容易に入手できるように、広報紙やガイドブックなど多様な媒体を活用し、情報提供を積極的に進めます。
- (2) 高齢者や障がい者を始め、子どもを持つ親や生活に困窮した世帯など、全ての市民があらゆる問題について気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。また、本人の権利が不当に侵害されることが無いよう成年後見制度の利用促進に努めるとともに、市民後見人の養成を行い、必要な支援が行き届くような体制づくりを進めます。
- (3) 利用者が適切にサービスを選択し、利用者に適正なサービスを提供できるよう、職員の資質向上に努めるとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。

主な事業

【福祉部】

- ・社会福祉協議会との協働による地域福祉の推進
- ・民生委員児童委員活動支援事業
- ・成年後見制度の活用促進
- ・雪かきボランティア事業
- ・アイヌ文化伝承事業

評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
市民後見人数(人)	0 (H28)	2 (H34)



04 高齢者福祉の推進

現況と課題

これまで「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を基本として、高齢期における健康で生きがいのある生活を維持するための社会参加や健康づくりなどの各種施策を推進してきました。

本市においても高齢者人口は年々増加し、高齢化とともに認知症高齢者やひとり暮らし世帯及び高齢者のみの世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境も変化しており、今まで以上に個々の生活様式、考え方、価値観などに対応した多様なサービスへのニーズが高まると考えられ

ます。

今後は、住み慣れた地域で生き生きとした暮らしが送れるよう、日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現のため、本市の地域特性や市民の意向を踏まえながら高齢化のピーク時に向けて、新たな視点で介護保険事業や高齢者福祉施策を総合的かつ体系的に推進するとともに、地域で支え合う地域社会づくりを目指すことが必要です。

基本目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、「地域包括ケアシステム」の実現を念頭におき、高齢者福祉施策を推進します。また、健康の維持、生きがいを体感できる施策と就労・生涯学習やボランティアなど地域社会の担い手としての意識を醸成し、活動を

支援します。

さらに、地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークの構築や介護予防のための在宅福祉サービスの充実を図り、支援が必要な高齢者と家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

関連する個別計画

・苫小牧市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

主要施策

1 健康な暮らしの実現【福祉部】

- (1) 要介護状態になることを予防するため、高齢者自身が健康の保持・増進に努められるよう、また、要介護状態となった場合においても適切なサービスの利用により能力の維持向上につなげられるよう支援します。

2 介護保険事業の円滑な運営【福祉部】

- (1) 保健・医療・福祉に係る介護保険サービスを総合的に提供できる体制を充実するとともに、介護保険事業の実施状況を分析・評価し、円滑な制度運営を推進します。
- (2) 地域密着型サービス事業所に対し集団指導及び実地指導を行い、サービスの質の確保に努めます。

3 安心できる高齢社会の実現【福祉部】

- (1) 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防に関するマネジメント、権利擁護、虐待の早期発見・防止など、高齢者への総合的な支援を行います。
- (2) 様々なネットワークを活用しながら情報を整理し、地域包括支援センターと協議して支援方針を明確にします。その方針を関係機関と共有し、高齢者に対して必要な支援を行います。
- (3) 介護サービスを安定的に提供できるよう、介護人材の確保に努めます。
- (4) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な機会を利用して、居宅介護等の住宅改修費支給制度を周知します。

4 地域で支え合うふくしの実現【福祉部】

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者の自立を支援するよう地域包括支援センターやサービス提供事業者、医療機関、ボランティア団体、企業などの連携による高齢者を支える体制づくりを推進します。
- (2) 高齢者が介護支援ボランティア活動を通じた介護予防を推進するとともに、要介護・要支援高齢者に対する主体的な地域支え合い活動を促進、支援します。

5 生き生きとした高齢社会の実現【福祉部】

- (1) 多くの高齢者が社会との関わりを持ち続けながら、楽しく充実した生活を送ることができるよう、地域における積極的な社会参加や社会奉仕を促進するため、多様な活動への参加を促進します。

主な事業

【福祉部】

- ・地域包括支援センターの運営
- ・介護支援いきいきポイント事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ・高齢者見守り活動
- ・介護職員就業支援事業

評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
介護支援いきいきポイント事業活動延人数(人)	2,843 (H28)	3,750 (H34)
高齢者見守り活動協力事業所数(事業所)	113 (H28)	140 (H34)

現況と課題

障がい福祉サービスの提供に関する制度は、「措置費制度」から「支援費制度」、「自立支援給付制度」と移り変わり、「障害者自立支援法」(平成18年(2006年))により障がい者の自己決定によるサービスの利用、契約によるサービスの提供が定着してきました。その後も、障がい者施策を取り巻く環境は、平成18年(2006年)に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)、平成23年(2011年)には「障害者基本法」改正及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成25年(2013年)には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定など、絶えず変化し続けています。

こうした中、少子高齢化の急速な進行と人口減少時代への突入により、本市においても、増加する高齢者人口に対応したバリアフリー化の推進と、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、共生していくことのできる地域社会の実現のために、障がい者の自立と社会参加の促進が重要な課題となっています。

また、平成30年(2018年)4月1日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」においては、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が求められています。

基本目標

障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、共生することのできる地域社会を実現するために、障がい児者が自ら選んだ場所で必要なサービスを受けながら、自立した暮らしと自己実現ができるよう支援します。

「障害者総合支援法」において、障がいの種別に関わらず一元的に行えるようになった障がい福祉サービス等の提供を通じて、様々な障が

いに対する支援に取り組みます。

地域生活や就労への移行の促進に加え、地域生活支援のための拠点づくりなど、サービス提供基盤の充実を図るとともに、良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

障がい児者に係る相談支援事業の強化を図ります。

関連する個別計画

・ 第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画

・ 第3期苫小牧市障がい者計画

主要施策

1 自己実現を応援するまちづくり【福祉部】

- (1) 障がい児の発達を支援するために、早期発見から早期療育、さらに、学齢期への円滑な移行、ニーズに応じた学校教育の推進など、支援体制の充実を図ります。
- (2) 障がい児者が能力を最大限に発揮し、それぞれの希望と障がい特性に応じて、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

(3) 障がい児者が、生活の質の向上や自己実現を可能にするために、まちづくり・地域活動への参加促進、生涯学習機会の充実、スポーツ・文化活動の振興を図ります。

2 暮らし続けられるまちづくり【福祉部】

- (1) 多様なニーズに対応したサービスの量的・質的充実に努め、障がい児者の地域生活を支える体制の確立を図ります。
- (2) 相談対応やサービス調整、権利擁護等の利用者の支援を行うケアマネジメント機能を充実させるとともに、相談支援体制を担う各分野との連携を図ります。

3 バリアフリーのまちづくり【福祉部】

- (1) 障がいや障がい児者への理解の促進のため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき障がい児者等の暮らしにくさの解消のため、社会的障壁を除くよう努め、権利擁護を推進します。
- (2) 障がい特性に対応した多様な手段で情報提供を図るとともに、日常的な情報発信・コミュニケーション手段の確保を支援します。
- (3) 障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で安心して生活できるよう、バリアフリー環境の整備を推進します。

4 障がい児の療育体制の整備と子育て支援の充実【福祉部】

- (1) 発達障がい児や発達に不安を持つ子どもとその保護者に対して、適切な保健、医療、福祉、教育等の支援やサービスを受けられるよう、関係機関と連携し、相談支援事業の強化を図ります。
- (2) 地域での療育支援体制を総合的に強化するために、障害児通所支援事業所による「(仮称)連絡協議会」の設立を目指し、事業所間の連携、サービスの向上及び充実に努めます。

主な事業

【福祉部】

- ・障がい者就労推進事業
- ・障がい者相談支援、地域移行・定着のための地域生活支援事業
- ・福祉トイレカー事業
- ・福祉のまちづくり推進事業
- ・障害児通所・相談支援事業

評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
「障がい者が家庭や地域の中で安心して暮らせるようになること」への市民満足度(%)	56.9 (H28)	65.0 (H34)
(仮称)障害児通所支援事業所連絡協議会の会議開催数	未組織 (H29)	2回以上 (H34)
相談支援事業におけるセルフプラン作成率(%)	62.0 (H28)	40.0 (H34)

※市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合

現況と課題

少子高齢化の進行や核家族化の進展、女性就業率の上昇、家庭の養育能力低下など、出産・子育てをめぐる環境は変化し、保育サービスを始めとする子育て支援の充実が求められています。

また、社会的ストレスの増加や子育てにおける孤立化、貧困の連鎖など様々な要因から育児不安や児童虐待などが社会問題化しており、相談・支援体制や支援施策の充実が求められています。

青少年を取り巻く社会情勢は、情報化、生活様

式の多様化などの影響を受け、複雑さを増しながら急速に変化しています。青少年が自ら判断し行動できる力を身につけるため、体験活動の機会を創出するとともに、地域との連携を強め、規範意識を向上させる取組が必要となっています。

母子・父子のひとり親家庭については、生活の維持や子どもの養育など様々な問題を抱え、経済的にも精神的にも負担が大きく、世代を超えた貧困の連鎖が懸念されています。

基本目標

全ての子どもが心身共に健やかに、たくましく成長できる環境と子育て世帯の多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスの整備を図り、地域社会全体で子育て支援を推進するとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の提供に努めます。

青少年の健全育成を推進するため、積極的に

社会参加する機会の提供や安全・安心な育成環境の確保とともに、関係機関等と連携し非行防止対策の推進に努めます。

ひとり親家庭の相談体制と支援事業の充実による自立への支援を推進し、生活の安定と子どもの健やかな成長につなげます。

関連する個別計画

- ・ 苫小牧市子ども・子育て支援事業計画

主要施策

1 子どもと子育て家庭の支援【健康こども部】

- (1) 教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報提供の充実、利用者に寄り添った相談・助言体制の充実に努めるとともに、子育て家庭が安心して日々を過ごせるよう保育料等の経済的負担の軽減に努めます。

2 児童虐待防止対策の充実【健康こども部】

- (1) 子育てや虐待などの相談体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

3 子どもの教育・保育環境の整備【健康こども部】

- (1) 統合保育(特別支援教育)の質の向上や幼保・幼小連携の環境整備に向けて、関係機関と連携を図ります。
- (2) 子育てと仕事の両立を支援するため、一時保育、休日保育などの市民ニーズに即した保育サービスの拡充に努めるとともに、既存保育施設の整備及び待機児童解消に向けた施設整備を計画的に進めます。
- (3) 放課後児童クラブの充実を図り、共働き世帯の就労支援と児童の居場所づくりに努めます。

4 子ども・子育てを地域で支え合う環境整備【健康こども部】

- (1) 市内私立幼稚園が実施する園庭開放、親子レクリエーションなどの地域開放事業を通じ、町内会や未就園児との関わりを深め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。
- (2) 保育施設への送迎や急用時の託児を地域で支え合うファミリー・サポート・センター事業などを通じ、安心して仕事と子育ての両立ができる環境整備を促進します。

5 母子保健【健康こども部】

- (1) 子育て世代包括支援センターを充実させ、妊産婦等が抱えている妊娠・出産・子育て・発達に関する不安や悩みなどについて、保健師等が相談支援を実施します。併せて、母子保健サービス等の情報提供や関係機関につなぐなど、総合的な子育て支援に努めます。

6 青少年の健全育成【健康こども部】

- (1) 研修事業により集団行動や社会体験の場を提供し、積極的に社会参加できる青少年を育成します。また、地域や関係団体と連携し、子ども会活動を促進します。
- (2) 青少年の健全育成の活動拠点として、児童センターの運営の充実を図ります。
- (3) 子ども・若者育成支援を総合的に推進するため、関係部署との連携強化を図ります。
- (4) 青少年の非行を防止するため、関係機関との連携を図り、啓発活動や巡回活動に努めます。

7 ひとり親家庭への支援【健康こども部】

- (1) 就労に有利な技術習得を支援するなど、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。
- (2) 専門の自立支援員を配置し、ひとり親家庭への助言・指導など、相談体制を充実します。
- (3) 将来の安定的な就労に向け、ひとり親家庭の児童を対象とした学習支援の継続に努めます。
- (4) ひとり親家庭の保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費助成制度の継続に努めます。

主な事業

【健康こども部】

- ・ 児童虐待防止事業
- ・ 多子世帯等に係る保育料軽減
- ・ 子育て世代包括支援センター事業
- ・ 青少年リーダー養成事業
- ・ ひとり親家庭学習支援事業

評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
入所を保留している児童数(人)	254 (H28)	120 (H34)
保育料の無償化が適用される割合(%)	19.7 (H28)	30.0 (H34)
「幼児期において充実した教育が受けられること」への市民満足度(%)	64.9 (H29)	70.0 (H34)
児童センター利用者数(延べ人数)(人)	119,840 (H28)	150,000 (H34)
「ひとり親家庭への支援を充実すること」への市民満足度(%)	61 (H29)	65 (H34)
ひとり親家庭学習支援事業利用者数(人)	35 (H28)	70 (H34)
「子どもが健やかに成長していく環境ができていくこと」への市民満足度(%)	60.6 (H29)	65.0 (H34)

※市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合

現況と課題

国民健康保険においては、法改正により財政運営主体が市町村から都道府県へ変わり、運営の安定化が図られる一方で、被保険者の高齢化による医療費の増加や税負担能力の低下などの構造的な問題が残されています。後期高齢者医療制度においては、高齢者人口の増加と制度を支える現役世代の減少など厳しい運営状況が続いております。今後も、運営主体である北海道や北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、国の動向を注視しながら、国民健康保険制度や後

期高齢者医療制度の健全な運営の維持に努めていきます。

生活困窮者自立支援については、本市への相談件数は、多くなっているほか、生活保護世帯は、増加し続けています。このため、生活困窮者自立支援体制の一層の強化を図るとともに、生活保護世帯に対する自立促進の取組や、保護から自立した人が再び保護に頼ることがないような環境づくりが必要です。

基本目標

国民健康保険の健全な運営と後期高齢者医療制度による国民皆保険の維持を図るため、被保険者の健康保持増進による医療費抑制と収納率向上対策による財源確保に努めます。

生活困窮者に対し、適正な保護を実施するほか、相談窓口を強化することで支援体制の充実を図ります。

関連する個別計画

- ・苫小牧市国民健康保険データヘルス計画（平成30～35年度（2018～2023年度））
- ・苫小牧市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・北海道後期高齢者医療広域連合広域計画
- ・北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画
- ・苫小牧市地域福祉計画

主要施策

1 国民健康保険の健全な運営と北海道後期高齢者医療広域連合との連携【市民生活部】

- (1) 健康診査(広域連合の健康診査受託事業含む)の受診率向上や各種ドック検診の助成による予防事業や重症化予防事業の実施によって、被保険者の健康保持増進に努めます。
- (2) 税負担の公平性の観点や国保制度の運営基盤となる財源確保のために、収納率向上対策を推進し、税収確保に努めます。

2 生活困窮者の生活安定と自立促進【福祉部】

- (1) 生活困窮者は、心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係の問題など、複合的で多様な課題を抱えています。こうした課題に対応するため、生活困窮者の早期把握・早期発見のため、アウトリーチ(出向いていく支援)に努め、相談体制の充実を図ります。

- (2) 他法他施策の有効活用や関係機関と連携して、個々のケースに合った指導・助言・援助を行います。
- (3) 稼働能力を有する被保護世帯の経済的な自立を促すため、就労支援員や保護行政に携わる職員と関係機関が連携して、就労を促進する実施体制の充実を図ります。
- (4) 様々な課題によって直ちに稼働できない世帯の自立を促すため、社会参加や就労準備を促進する実施体制の充実を図ります。

主な事業

【市民生活部】

- ・ 特定健康診査等
- ・ 特定保健指導
- ・ 各種ドック助成事業
- ・ 重症化予防事業

【福祉部】

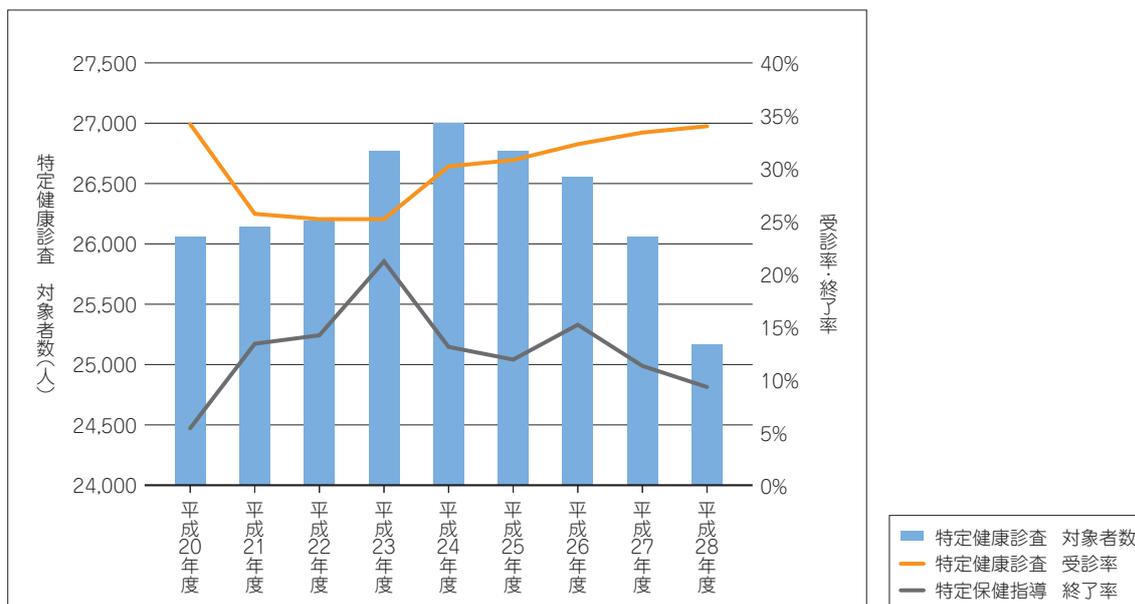
- ・ 生活困窮者への相談・支援体制の充実

評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
国民健康保険の特定健診受診率(%)	34.0 (H28)	50.0 (H35)※
国民健康保険税の収納率(現年)(%)	93.0 (H28)	94.0 (H34)
生活困窮者相談支援事業におけるプラン作成率(%)	21.5 (H28)	25.0 (H34)

※苫小牧市国民健康保険データヘルス計画における目標時期、目標値に基づきます。

■ 特定健康診査受診率等の推移



資料：北海道国民健康保険団体連合会 法定報告

